

国立大学法人東京外国語大学オープンアカデミー規程

〔平成27年3月24日〕
規則第68号

改正 平成28年3月25日規則第48号
平成29年4月11日規則第37号
令和2年3月26日規則第38号
令和4年3月18日規則第46号
令和4年10月25日規則第67号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日制定）第29条第2項に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）TUFSオープンアカデミー（以下「アカデミー」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 アカデミーは、本学が有する専門的、総合的な教育・研究機能を社会に開放することにより、言語や文化、世界諸地域に関する知識、技能及び教養を身に付けるための学習の機会を広く社会人等に対して提供し、本学の教育・研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 アカデミーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学学則第58条の規定に基づき実施する公開講座の企画・実施に関すること。
- (2) その他本学の教育・研究成果の社会への還元についての調査及び企画立案に関すること。

(組織)

第4条 アカデミーに、次の職員を置く。

- (1) 院長
- (2) 副院長
- (3) 運営委員
- (4) その他必要な職員

(院長)

第5条 院長は、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。

2 院長は、アカデミーの管理運営を掌理し、アカデミーが提供する公開講座を統括する。

(副院長)

第6条 副院長は、第7条の運営委員のうちから、院長が指名する者をもって充てる。

2 副院長は、院長の業務を補佐し、院長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、院長の任期を超えることはできない。

(運営委員)

第7条 運営委員は、本学の教職員のうちから、院長の推薦に基づき、総合戦略会議社会連携マネジメント・オフィス（以下「マネジメント・オフィス」という。）の議を経て学長が指名する。

(生涯学習アドバイザー)

第8条 アカデミーに、生涯学習アドバイザーを置くことができる。

2 生涯学習アドバイザーは、必要に応じて学長が指名する。

(運営委員会)

第9条 アカデミーの事業の円滑な実施、推進を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、第4条第1号から第3号に定める者をもって組織する

3 運営委員会に委員長を置き、第4条第1号に定める者をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を主宰する。

5 委員長は、必要に応じて前項に定める者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(アカデミーの管理運営等)

第10条 次の各号に掲げるアカデミーの運営にかかる重要事項は、マネジメント・オフィスの議を経るものとする。

(1) 公開講座の企画・実施に関する方針・戦略に関する事項

(2) アカデミーの業務に関する重要な事項

(3) その他アカデミーの管理運営に関する基本事項

第2章 アカデミー講座

(アカデミー講座)

第11条 第3条第1項第1号によりアカデミーが地域社会や市民に対して生涯学習の機会を提供するために実施する公開講座としてアカデミー講座（以下「講座」という。）を置く。

(受講資格等)

第12条 講座の受講資格及び募集人員は、その目的及び内容等を勘案し、その都度定めるものとする。

(実施の時期等)

第13条 講座の実施時期は、本学の授業時期等を勘案し、その都度定めるものとする。

2 講座の時間数は、原則として1回90分とする。

ただし、その目的及び内容等を勘案し、その都度定めることができるものとする。

3 講座の種類は、「語学講座」、「教養講座」及び「特別講座」とする。

4 講座はオンライン又は本学で実施する。ただし、必要と認められる場合は、その他の施設で実施することができる。

5 講座は、必要に応じ自治体等との共催で行うことができる。

(講師)

第14条 講座の講師は、本学の教職員（非常勤の者を含む。）、退職した教職員、名誉教授、大学院博士後期課程に在籍する学生、及び講座開講に必要な専門知識を有する者とする。

第14条の2 院長は委嘱している講師に下記の事由が生じた場合に、運営委員会の議を経て、委嘱を解除することができる。

- (1) 勤務成績が著しくよくない場合
- (2) 心身の故障その他の理由で、業務を行うことが困難となった場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 本学の信用を失墜させる行為又は教育上不適当な行為があった場合
- (5) 経営上又は業務上やむを得ない組織の再編、統合又は縮小等により減員が必要となった場合
- (6) やむを得ない理由により、本人から解除の申出があった場合
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

2 前項第1号から第5号により委嘱を解除する場合は、30日前の予告若しくは報酬の1月相当分を支払うものとする。

(実施)

第15条 本学の教職員等が講座を実施しようとする場合は、実施計画書を事前に作成し、社会貢献マネジメント・オフィス長に提出しなければならない。

2 講座の開設は、前項の実施計画書に基づき、運営委員会の議を経て院長が決定する。

(受講料等)

第16条 講座を実施する場合は、講座の実施に当たり、受講する者（以下「受講生」という。）から受講料を徴収しなければならない。

2 前項の受講料の額及び徴収方法は、別に定める。

(受講の停止)

第17条 受講生が、本学の秩序を乱し、又は受講する者としてふさわしくない言動等があった場合、受講を停止することがある。

2 前項による受講の停止の場合があっても、既納の受講料は返還しない。

(損害賠償)

第18条 受講生が、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは速やかに届け出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第3章 雑則

(庶務)

第19条 アカデミーに関する庶務は、関係課等の協力を得て、広報・社会連携課において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はマネジメント・オフィスの議を経て院長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学市民聴講生制度実施要項（平成16年1月28日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。